

## 第9回土岐川庄内川流域委員会議事抄録

日時：平成18年1月17日（火）

13時30分～17時00分

場所：名古屋逓信会館

3階 桐楓の間

### 1. 開会

### 2. 挨拶

浅野所長（中部地方整備局庄内川河川事務所長）

第8回流域委員会までは河川整備に関する課題の整理とその中身の議論を行い、その後、2005年11月に基本方針が定められました。また、ハリケーン・カトリーナによる高潮被害に関する調査団を現地に派遣した内容や大規模降雨災害対策検討会からの提言とその中身も含めて議論の参考にして頂き、河川整備計画（治水）に関する目標・整備メニュー（案）について議論いただくこととし、挨拶としました。

辻本委員長

土岐川庄内川に関する基本方針が11月に決まり、20～30年の整備計画に関する本格的な議論が必要になってきた。様々な川で基本方針が急いで策定されている中、土岐川庄内川は、基本方針小委員会において非常に熱心に議論されて基本方針が出てきた。様々な問題点等の議論があったが、その辺も踏まえ、河川整備計画策定に向け、最後の胸突き八丁に入ったところでしっかりやっていきたいと思う。協力をお願いしたい。

### 3. 議事

- （1）第8回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認
- （2）庄内川水系河川整備基本方針について
- （3）河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について
- （4）その他

- （1）第8回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認

事務局（稲葉）

- ・第8回土岐川庄内川流域委員会議事要旨（資料-1）を説明。

辻本委員長

基本方針が策定されるまでに基本方針小委員会では何度も議論してきたが、前回第8回で説明されたのはその途中段階のもので、その後少し変更点もあり、今回策定された基本方針について説明される予定である。土岐川庄内川コレカラプロジェクトの地域懇談会では、地域の声を集めた「コレカラボイス」が紹介され、流域委員会ではどのように組み合わせさせていくかという議論が行われた。また、他の行政機関との連携の必要性、東海豪雨や近年も大きな災害があり、その災害現場も訪ね、計画論とともに豪雨災害への対策をどう書き込んでいくかということも課題となったという議事要旨である。

第8回流域委員会の議事要旨は確認し、了解を得たこととする。

## (2) 庄内川水系河川整備基本方針について

事務局（稲葉）

- ・庄内川水系河川整備基本方針について（資料-2(1)、(2)）を説明。

辻本委員長

ポイントは、最初は全流域で 1/200 に対して安全にという表現だったが、土岐川庄内川流域の特徴である下流側に人口、資産が集中しているという指摘を受け、上流域 1/100、下流域 1/200 と変更になった。しかし河道規模等の計画は大きく変わっていない。それから、整備計画を策定にするに当たり、特に名古屋周辺の下流域の被害の甚大さを考慮した上で計画を立てていくという縛りがかかっている。つまり、中上流域における掘削等により、下流域の負担が計画途中で増加しないようにするという辺りが整備計画の中で議論する必要があるという指摘であった。資料-2(1)の P.10 に流量配分が記載されているが、ここには計画高水流量は記載されないのか。基本高水は。

事務局（稲葉）

基本高水は P.9 に記載しています多治見地点 3,200m<sup>3</sup>/s、枇杷島が 4,700m<sup>3</sup>/s です。

辻本委員長

今は括弧書きで書くことはなくなったのか。また、基本高水は P.9 に、河道に流す分が P.10 に記載されている。また、P.10 に記載されている「洪水調節施設による調節効果を見込み」とは、小里川ダムと小田井遊水地のことでよいか。

事務局（稲葉）

はい、そうです。

辻本委員長

基本方針の中で施設の名前までは書き込まないことになっており、明示されていないが、

新川分派を  $0\text{m}^3/\text{s}$  にし、その下流側に小田井遊水地、上流側に小里川ダムが「洪水調節施設による洪水調節効果」の内容である。少し追加説明したが、何か質問等は。

辻委員

前回欠席したため、その辺の議論がわかっていなく素人なので、この数字を見てもよくわからないのだが、東海豪雨と同じようなことが起こったとしても大丈夫だという数字か。

事務局（稲葉）

基本方針が定められる以前は工事実施基本計画という計画があり、枇杷島地点で基本高水  $4,700\text{m}^3/\text{s}$  と書いてあるところが以前は  $4,500\text{m}^3/\text{s}$  で、洪水調節施設の小里川ダムと小田井遊水地で  $300\text{m}^3/\text{s}$  カットし、河道は  $4,200\text{m}^3/\text{s}$  という計画でした。今回、東海豪雨のような洪水を踏まえた上で計画を見直し、流量を増やしており、この計画が完成すると、東海豪雨を安全に流下させることができます。

辻委員

東海豪雨時は  $4,700\text{m}^3/\text{s}$  以下という数字だったということか。

事務局（稲葉）

洪水調節施設がない状態において枇杷島地点で約  $3,800\text{m}^3/\text{s}$  でしたので流量はそれ以下になります。

辻委員

私たちにそういう数字で示してもらえるとわかりやすいと思う。もう 1 点、この基本方針のポイントは、東海豪雨以前と比べ、小里川ダムによって洪水量を一時的に抑えられ、小田井遊水地で一時的にピークカットできるということと、もう一つは、これからの整備によって堤防の嵩上げなどを行うことで予想される水量がカバーできるという 3 点でよいか。

事務局（稲葉）

そのとおりです。

辻委員

安心した。その 3 点が今回の河川整備基本方針の要だという理解でよいということ。もう一つ気になるのは、東海豪雨以前の状態から現時点までにおいて、流域上流部の保水力、最近では緑のダムが盛んに議論されているが、そういう点での変化やこれから将来に向けての改善について、何か数字的に表現されているものがあるのか。この文章の中には出てこないような気がしたが、その辺についてどのようになっているか聞きたい。

辻本委員長

工実の古い計画と新しい計画の時代で流域の変遷をどうとらえているかということだが。  
事務局（稲葉）

河川整備基本方針の策定に際し、新たに東海豪雨の洪水も考え、また、近年の流域の状況を踏まえた流量の見直しをしており、基本的にあれらを反映した形で計画論の見直しがされています。

辻本委員長

それに加えて流域に対する対策が計画の中に入っているのかという質問。流域の状況が変化したことは計画論の中に取り込み済みだが、その流域が変わったことの分を流域で何らか取り戻すような方策についてこの計画の中では考えているか。

事務局（稲葉）

新川流域では、市街化が非常に進展しており、市街地に雨を溜めるための施設を作ること考えています。庄内川流域では、市街化率は確かに高いですが約 40%弱程度で、ため物を作るまで市街化が進んでいない状況ですので、溜めるための施設を盛り込んだ計画にはなっていません。

辻委員

私は、藤前干潟の問題について活動していたので、東海豪雨が起こり、その対策としての浚渫が干潟に与える影響は大丈夫かという議論の過程から、このような委員会に参加させて頂いているが、治水などは素人感覚でしか参加できていない。

一番不安なことは、雨の降り方が極端になってきている中、先に述べた流域の保水力の変化が洪水にどの程度影響しているのかはわからないが、その対策を考える時にはその辺りについて流域委員会で議論されるべきだと思っているが、あまり議論されず進んでいる。

確率で 100 年に 1 回、200 年に 1 回だとかと言われても、この先本当に安心なのかというところで、参加当初から今に至るまで安心感、理解して納得したという部分が増えていない。

上流域の森が、ゴルフ場、産廃の処分場や住宅などによって減少し、昔より悪くなっているのは間違いない事実で、流域の保水力をどうするのかということは、基本を考えた時に議論をすべきポイントだと思うが、それらに対する議論は範疇ではないような感じで今に至っているような理解であり、ぜひ、そうではないんだということをわからせてほしい。

最近では、例えば国土交通省の援助によって「伊勢三河流域ネットワーク」で「森の健康診断」ということで約 250 人の市民が庄内川上流部の夕立山周辺へ行き、間伐されない

人工林における保水力について調査して山主たちに提案し、その森の保水力の回復しようという活動が盛んになっており、そういうことがこれからもっと大事になると思う。

その点の議論について、私たちは流域委員会という名前のもとで行ってきたのだろうか。その辺について各委員の意見を聞きたい。このままでは、曖昧なまま理解できないところで物事が進み、理解したいところの議論は深まらない気がする。専門家を呼ぶなど、議論する場を作って頂きたい。

辻本委員長

どなたか今の意見に対して意見はあるか。

阿部委員

私も辻委員と基本的に同じ考えというか、いつも感じている。こういうことに関して素人だから、細かい話、具体的には毎秒何トンという話になると、頭の中でイメージが全然できない。しかし、プロの方がそういう数字と考え方に基づいて提示することは大事なことから、それはそれで構わないと思っている。問題は「こうすると大丈夫なんですよ」というようにプロの方から素人の方につなぐ話をどこか一言でも入れてもらうと、わかりやすいと思う。つまり、素人の方にわからなくて結構だが、こうすると大丈夫です、と言ってもらえるかどうかということだと思う。

松尾委員

辻委員が言われることはわかるが、基本的に河川整備計画は河川の計画を作っているの  
で、流域の保水力の保全是、あくまで見込まなくても安全に洪水を流下させる計画を作ることがまず前提にあり、それらはプラス として行っていくのだと思う。基本方針ではそういうものについて一切見込んでないはず。ただ、整備計画の段階で流域の保水力の保全を図ることは、流域全体で考えた時に重要だという議論を深め、それを河川として実際事業としてはできないと思うが、それを一つの目標としてやっていくという議論をしてもよいのではないか。どれだけ雨が降ったときに、どれだけピーク流量がカットできるかということになると、降雨規模によって随分変わってくるので、必ずしも緑のダムの効果が発揮されるかどうかわからなく、非常に難しい議論になると思う。

辻本委員長

基本方針で決めている基本高水は、東海豪雨も含めた確率の問題、統計の問題として捉え、今 200 年に 1 度の雨が降ったらこの流域はどうなるか、ということを経験的に求めた流量である。これに対して、流域対策やダムや遊水地で洪水調節を行うことと、河道をし

っかり作って流すという三つの方法があると思う。

流域でどれだけをカットしますというのを基本方針の中で考えているのは鶴見川だけで、その流域の都市化率は庄内川と比べ非常に高く、流域で担保できるところについても、各々に責任を持たせた調節を行うことで考えられている。先ほど松尾委員が言われたように、大きな雨の時は浸透や溜めることはほとんど効かない。一番肝心の時に満杯になってしまっている状況になるので、それをできるだけ我慢しなければいけないが、その仕組みを行う覚悟で雨が降った内のある部分を流域で持ち、その残りをダムと遊水地で持ち、残りは河道を整備するという形で行われている。

庄内川は都市化しているが全体ではまだ自然も多く、全体をコントロール下に置くことが難しいため、それにはまだ時間がかかると思う。だから、基本方針では、雨の統計的な規模から決め、降った雨をダムと遊水地で洪水をカットし、残りは河道で安全に流すという方針で、他の多くの川と同様にとってきている。将来的に、流域をどう管理するかによって意識が高まることや稠密な住まい方をしていると実現可能かもしれないが、今のところはこれがベストだろうという判断で基本方針小委員会、社会資本整備審議会の河川分科会を通過してきたという経緯があり、11月に策定されているものである。

この基本方針が実現されるまでには十分時間がかかり、20、30年の整備計画をやっている中での見直しもなきにしもあらずなので、議論を続けていくことはもしかすると悪くないと思うし、整備計画で言われているような流域の住民が努力することが、20、30年で実現できる河川整備計画の中に生かしていけるのかということは、これから議論する治水の20、30年の整備計画の中で出てくる面もあるかと思う。

原田委員

基本方針に関しての取り扱いは委員長や松尾委員が言われたとおりだろうと思うが、流域委員会の中で流域の山や流域対策などについて十分議論されていない。流域委員会はどうも直轄河道委員会になってないか、と最初の頃から思い、言ってきたと思う。

先回も関係する県などとの調整内容を明らかにして頂きたい、と申し上げた。辻委員の発言内容と関係あると思うことは、庄内川水系全体を庄内川河川事務所が管轄できていない。支川は支川の管轄があり、例えば庄内川最大の支川である矢田川は下流部を除いた大半が愛知県管理で、その上流域は都市化がどんどん進んでいる。例えば、海上の森の山まで含めて愛知県はどのように捉えているかなどは愛知県が話さない限りわからないし、岐阜県も同様で、土岐川庄内川の委員会で、土岐川流域の話はどうなっているのか。土岐市

の橋までではなくて、岐阜県の山、先ほど夕立山の話が出たが、その辺りについても本来であれば岐阜県からその辺の河道と支川の流域についてどう捉えているかの話を聞く機会を1、2回設けて頂きたい。あるいは、資料を提出して頂きたいと申し上げた。

辻本委員長

各支川の扱い、その流入の考え方などの話は整備計画レベルで今日話されると思う。土岐川庄内川流域という大きな観点からくくった時、先ほども基準点を幾つにするかという話もあったように、様々な細かい小さな流域で起こっていることを全部取り上げて議論することはなかなか難しく、例えば矢田川のようなところに雨が降った時にどれくらい入ってくるのか、のようなものしか見てない。県で矢田川の小流域の中で生じている現象をしっかり調べられて、それが庄内川という本川の中で、矢田川の支川合流量と問題はないかというチェックだけで動いている。それが大きな物の見方だと思う。だから、流域全体を同じ精度で見ていくことは流域委員会では難しいが、整備計画の中でその議論を行って頂けると思う。基本方針は、各支川、各小流域について大きな目で見たときのオールラウンドな目でしか見ていない。それが愛知県、岐阜県で問題なく範囲の中に収まっていればよしとする判断で動いていると思う。この辺については基本方針では詳しく説明されてないが、整備計画で庄内川、矢田川の直轄区間に流入する支川については本日議論されると思う。それでよろしいか。

辻委員

先ほど委員長や松尾委員の説明や直轄河道委員会などは私たちに非常にわかりやすい。大きな目で見ると、そういうことができないと委員長は言われたが、僕は逆に大きな目で見るとこそ流域の問題をここでやれると思う。国土交通省の管轄範囲でしか責任持った議論ができないということはわかるが、少なくとも東海豪雨のような問題の再発を考える時の流域委員会のスタンスとして、流域から出てくる雨は昔と比べ、きっと流出が早くなっている状況に対してどうすべきかという大きな視野の議論は不可欠な気がする。それが整備計画にどのように反映されるかわからないが、その問題に対していろいろと知見が進みつつあると思う。

流域委員会に参加したころは理解があまりなかったが、先ほど言った「森の健康診断」を通じて気がつき、それらの研究が1月28日に「緑のダム研究の最前線」ということで会が開かれると聞いている。そこで言われているのは、降った雨がしみ込まずに表面を速く流れてしまう、土壌の撥水性というのかヒノキ林斜面における表面流の発生メカニズムが

ある。例えば人工林で間伐されずに太陽の光が届かないと草が生えず、大きな雨滴が表面をたたき、表面が細かい砂で埋もれ、その後に降った雨でどっと流れる。

先の話で、長い間雨が降れば一杯になりそれ以上の保水力がないという議論は少し乱暴だと思う。それ以外にも降った雨が静かに森の中に入っていれば、どっと出てこない。かつては山から徐々にきれいな水がじわじわと出てくるような自然だったが、状況が大きく変わってきているので、一度議論する時間を設けて頂きたいと思う。

辻本委員長

おっしゃることはよくわかるし、それは先日ある学会で発表された新しい知見で、今後、新しい知見も多分出てくるし、ローカルな場の現象についても我々も見つめ、じっくり時間をかけて行っていく仕事だと思う。今言われた現象も、非常に降水量の少ないときの現象で、大降雨の時にはビデオを撮影するなど、様々な自然現象について真摯に取り組んでいかなければいけないが、それは一步一步のことで、局所的な現象がすべてを支配しているわけではない。

一方で、できるだけ早く計画を立て、その計画の中の枠組みで整備をしていかないと安全性が確保できない。先ほど松尾委員も言われたが、そういうものはプラスで見ればよく、ベースとなる河川の整備も20、30年かかるため、そのベースをやっていくために計画の策定を急いだ。

計画ができた後は流域委員会を解散していいという話では決してなく、何年もかけて流域の中で起こっている新しい現象についてわかることがあれば、それを加えて暫定的に進めていく計画も変更していかなきゃいけないし、場合によっては将来的な計画である基本方針だって見直すこともやぶさかではないというのは当然のスタンスだと思う。まだ審議の途中で何とも言えないが、委員方が基本方針、整備計画はこうであるが、流域にはまだまだ問題が多いため、今後も監視していく必要があるということであればこの流域委員会で継続的に監視していくという議論も当然ありかと思う。

辻委員

一度皆さんに聞いていただけないか。

石田委員

私はできる限り地域住民の目線で話をしたいと心がけてここに座っている。川も町も刻々と変化する中、あくまで計画であって整備できるまでには長い時間がかかることから、大きな見方で計画し、実行レベルで柔軟に対応する、つまり、計画変更のバッファを含



みつつということが今の時代のあり方ではないかと常々思う。なぜなら、ダム、遊水地やポンプなどは地域住民にとってはオンオフの関係になってしまう時があり、あっちをたてればこっちがたたずとコーディネートがとても難しいことは何度かこの会議の中でも説明されていると思う。

地震や洪水などの自然の脅威への考え方に対し、私の知る限りこの10数年でも刻々と変化し、防災に対する意識もこれからも変化すると思う。家族単位、価値観や環境に対する考え方も変わっていく。だから、大きな目線での計画を重視することは賛成であるが、長い歳月をかけて今後刻々と変革していく部分については、計画を少しずつ手直ししていくということが前提条件となると思う。

私も素人で、一生懸命勉強しながらこの会議について知っているわけで、基本流量が確率論であれば、既にそれが覆り続けていたり、大きな災害の想定も難しい。物理的に、今後起こり得る可能性のある災害から人的な努力によって生命や財産を本当に守れるのかという根本的な問題があり、計画も計画でしかないのかもしれない。それでも優先順位ということであれば、やはり少しでも早く危険なところを整備するために、大きな枠組みが必要。だけど、時代や物事の変化に合わせた実行レベルでの柔軟な対応もぜひ残して頂きたいということが住民としての考え、希望であると思う。

辻本委員長

何が起こるか分からないというのは、例えば、東海豪雨をそのまま計画に持ち込んだのではなくて、東海豪雨も考慮しながら計画を考えた、ということである。それぞれ起こりえること全てを含めていくのではなく、そのようなことが起これば多分基本的なものを考えなければいけない。もし、東海豪雨より前にこの委員会が機能していれば、当然違った結論を出していた可能性もある。だから、柔軟に対応しながら、そのとき考えられる将来像、あるいはその時における一番確からしいことで、ある程度順番を決め、それにより河川計画ができれば、地域計画もそれをベースに整合してくるだろうし、そういう長期的なものが必要だということでは議論されていると思う。

富永委員

ここでの議論は、都市部を流れる河川の安全度を第一に考えるという意味から整備レベルを決める必要があり、そういうところから出てきたと思う。それで、森林の保水能力が減ってきているという話は当然あるが、その辺は降雨を与えて流出計算をする過程である程度現状の値で見ている。将来、改善できるという部分については、先に言われたプラス

ということで、その部分はより安全側になるので、その努力は必要だと思う。特にそれがダムを作るものの代替などの場合には非常にその議論が焦点になってくると思うが、この整備計画を考える上ではそれより先に議論すべきものがあると思う。

富松委員

石田委員や辻委員も同じことを言われたが、大きな観点で見て、国交省の方はあれを越えることはないだろうという話をされたが、あの数字に対しても何が起こるかわからないならば、役人の縦割り横割りということではなく、すぐそれに対処できる体制をいつでも背景に持っておればこの基本方針はそれでよいと思う。ただ、上・中流域の保水能力が失われていることも事実であり、それを回復するためには莫大な時間がかかるのであれば、連携、連絡を密に、自助、公助と共助という形で様々な話し合いができれば、それも一つの進め方としてよいと思う。しかし、もう 9 回目になってまた元に戻るということは難しいと思うので、様々な集会の中でまとめていくべきではないかという感じがする。

小笠原委員

辻委員と同じ趣旨で、前からこの席に愛知県、岐阜県、名古屋市や他省庁、例えば環境省、農水省なども加わって頂くべきであると申し立てていた。治水の専門家が立てられた流量に関して異存はないが、これから先、長い目でこの流域を見ていくと、どうしても上流から下流部まで全体的な把握が必要であり、そういう意味で私は辻委員の発言に賛成である。

小菅委員

物事は、割り切って進めなければいけない時もあると思う。今回の基本方針は、いろいろな問題があるかもしれないが、国も入り専門家がいろいろ議論して、国全体としての考え方で出された基本方針なので、これを庄内川としてどううまく実現するかということで進めていけばと思う。

内田委員

基本方針は、数字が入っている部分もあるが漠然とした書き方で、ある意味でフレキシブルな対応を現地でしてもらいたい、ということだと思う。しかも、未来永劫この方針でいくというわけではなくて、専門家ではないが、都市河川で 1/200 という数字を持ってきたということは大変なことだろうと思うし、数字的にはこのぐらいの検討でいいのかなという感じである。むしろ議題の後ろにある、整備水準を越えた場合の減災メニュー（案）のところで例えば辻委員のような懸念、提案について何とか生かしていくような方向で行って頂き、漠然とした感じであるが、基本方針ということで認識頂き、具体的な減災メニ

ユー（案）で議論され、具体的な手だてが打てればいいのではないかと思う。

辻本委員長

基本方針についてここで何かできるという問題ではないが、基本方針と同じ考え方でこれから整備計画を庄内川河川事務所が作っていく時に、各委員がどんなことを考えているのかをよくわかってもらうために意見を聞いた次第である。

基本方針は長期的に目指すべきレベルで、東海豪雨はその中でも統計的な形に姿を変えて入ってきたが、ここ 20、30 年の河川整備計画はもっと現実味を帯びて東海豪雨の災害が重くのしかかるし、予算も時間も力も不十分な中で流域住民の命と資産を守るためにどのような計画であればよいか、積極的に事務局に提案し、よい計画を作って頂きたいと思う。大きな未知の問題も抱え、我々はまだまだ学んでいかないと制御できるようなシステムではないということは重々理解しているが、まずここ 20、30 年の限られた中で手を打つが、それだけで十分でない面も内田委員から話のあった危機管理も盛り込んだ形でやっていきたい。その中で流域対策的なことについてどうやれば最も被害を減らすことに効果的かということを考えながら整備計画の中で議論して頂けたらと思う。

### （３）河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について

事務局（稲葉）

・河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について（資料-3）の課題を説明。

辻本委員長

復習すると、基本方針は多治見で 1/100、枇杷島で 1/200 であった。現状は、上流では平成元年洪水があり、緊急的な災害防止対策として復緊事業を行い、多治見で基本方針 1/100 に対し復緊事業後は 1/20 レベルである。下流では東海豪雨という大きな災害があり、激特事業を行い、枇杷島で基本方針 1/200 に対し東海豪雨後は 1/100 レベルの洪水に対して緊急的には再度災害防止対策を行った。しかし、まだ守りきれない箇所が残っている。

下流側では堤防のアンバランス、上流側では堤防の低いところが残っていること、堤防の質的均質性が保たれていない危険性などの問題。一方、都市化の問題、近年の豪雨災害の頻発という背景などの今までの議論を踏まえ、整備水準を見ながら具体的な整備計画メニューになるような視点でまとめていただいた。

次は、目標をどの辺に置いたらよいか、何を実施していくかということの話に入る。その前にここで 15 分間休憩。

- 休 憩 -

事務局（稲葉）

・河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について（資料-3）の目標（案）を説明。

辻本委員長

確認すると、土岐川が 2,100m<sup>3</sup>/s で、復緊に少し上乗せした 1/30 程度の安全度を見込むことが今回案ということか。

事務局（稲葉）

平成元年洪水は 1/20 の 1,900m<sup>3</sup>/s です。復緊事業では 1,900m<sup>3</sup>/s、安全度 1/20 までは整備しました。今回の整備計画ではもう少し治水安全度を向上させるため、2,100m<sup>3</sup>/s を対象に整備していきたいと考えております。

辻本委員長

多治見で基本方針 1/100 のところを 1/30 レベルに、枇杷島で基本方針 1/200 を 1/100 レベルぐらいまでのことを 20、30 年で行う。矢田川は東海豪雨実績 1,100m<sup>3</sup>/s が安全に流れるようにしたい。

現況河道でこの目標（案）レベルの洪水を流すとどこで問題が起こるかということで、別冊資料 2(2)整備計画（治水）（案）水位縦断図の青矢印で示している。計画高水位を上回り危険な状態である箇所になっており、こういうところを解消することを整備計画治水メニューとして挙げていきたいことで、この後、説明を聞く。

コレカラプロジェクトでまとめてきた治水の課題について、平成元年洪水、東海豪雨をそれぞれ上・中・下流で考えて、欠けているところは何かを当てはめていった後、目標としてこのレベルぐらいたという判断であったと思う。20、30 年といっても最後までやれよというのも一つの言い方かもしれないが、目標としてこのレベルぐらいたという判断はどうしたのか。後からのメニュー（案）で説明できるか。

事務局（稲葉）

後のメニュー（案）で説明させていただきますが、今のところ、30 年の投資規模として事業費は約 1,600 億円を考えています。全国的なレベル、庄内川の実力や財政的制約等を踏まえ 20、30 年で投資可能な目標（案）を設定しています。

辻本委員長

財政的な制約を踏まえ 20、30 年で、どれぐらいのレベルまである程度の公平性を確保し

ながら全川でやるかと考えて案が挙がってきた。現状と目標（案）について、何か意見はあるか。

原田委員

資料-3のP.3-1「河川整備の計画策定の流れ」にもあるが、この整備計画を考える上での基本はコレカラプロジェクトで、そこに治水に関する課題のまとめP.3-4にコレカラプロジェクトの治水上の課題がある。今、説明のあった整備計画のこれから20、30年間でやろうと言っている課題とこれとはどういう関係になっているのか。「流域委員会」の名称で行っているのだから、様々な流域の中での事柄や関係機関との調整も出すべきだと私はいつも言っているが、その辺の話はこの中にかなり盛り込まれているのか。この治水上の課題を解決するためには、そのような情報とか様々な方々の意見とかも当然入ってくると思うが、今議論されてこの後メニュー（案）が提示される事柄は、これとの対応はどのようになっているのか。

辻本委員長

コレカラプロジェクトの課題としてまとめて頂いたこと、その後に追加して説明したように平成元年洪水や東海豪雨に対する対策を行ったが残っている課題という形で説明して頂いた。これは次の目標設定の説明に必要だろうということで、現実の洪水実績とそれに対する整備水準を具体的に知ってもらうために現実に起こった災害とそれに対する現実的な手当ての中から整理してきた。メニューの中でこれらが生かされていくはずである。

原田委員

今日出てくるのはここの中の一部だということで、例えばP.4の課題における(1)の河川整備の話は今扱っているということで、これ以外のものは今後、出てくるということか。

辻本委員長

その辺はメニュー（案）の話のところ。少し構成が複雑になりましたが、治水メニュー（案）に入る前に目標とすべきレベルをどの辺に設定し、基本方針小委員会や分科会で庄内川に課せられたどのレベルにおいて、どのポイントに注意しながら河川整備を進めるかということと、もう一つは、コレカラプロジェクトの議論における課題がメニューにどう盛り込まれるかという2つがポイントになると思う。基本方針で上流1/100、下流1/200を目標にするが、20、30年で上流1/30、下流1/100を目標とするレベルが公平に達成できるようにメニューを考え、コレカラプロジェクトから出た課題をどのようにクリアしてい

るかのチェックを願う形になる。では、メニュー（案）の説明を。

事務局（稲葉）

・河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について（資料3）の河川整備（治水）に関する整備メニュー（案）を説明。

辻本委員長

先ほど目標（案）の流量についてわかりにくいという指摘があったが、整備目標として施設で守ろうとする流量が上流 1/30、下流 1/100、矢田川は東海豪雨レベルである。それに対するメニュー（案）が、下流では河床掘削や激特事業によってもバランスがとれていない左右岸の堤防嵩上げの整備を実施して堤防を強化していく。上流では、一部、狭窄部入口の掘削があるが下流側への負担を増加させない仕組みであり、河床掘削による下流に負担がかかるようなメニュー（案）はないことが確認されたと思う。

先に原田委員の指摘、治水上の課題の「都市河川にふさわしい安全性」の目標を上流 1/30、下流 1/100 に抑えることが、都市河川にふさわしい安全性だと認識し、それを施設で守ることが示された。コレカラプロジェクトで指摘された細かい指摘については A3 判のメニュー（案）の中にコレカラプロジェクトの意見とどう対応しているかが書かれ、先の整備計画で立てた目標（案）ならそのレベルまでは施設をつくれば上流も下流も浸水被害は起こらないことが想定氾濫で示され、確認された。

逆に、基本方針で 1/100 や 1/200 と、その整備計画の目標（案）以上を想定した外力に対する河川計画を持っており、それが起こった時はハードだけでなくソフトを連動させて守るということになり、またその目標（案）レベルまでも 20、30 年かかるため、施設が追いついていない時はソフトで対応をしていく。P.3-4 中にある「沿川が一体となった防災システム」、「流域自治体や住民との連携による減災」、「洪水時の関係機関との連携」といったことがソフトの中に入ってくるということで、いわゆる想定外力以上の外力が来た災害が起こりそうなときの話にそれはまとめて書いてあるというのが事務局からの説明であるので、先にこの説明をお願いします。

事務局（稲葉）

原田委員からの二つの質問について、1 点目は目標（案）とその流量に対する河川整備メニュー（案）を説明させていただきましたが、この案で現在、岐阜県、愛知県の計画と調整を図っています。2 点目のコレカラプロジェクトレポート Vol.1 で取り上げた課題と今回

整理した課題についてよくわからないという点ですが、これを取りまとめるにあたり非常に悩みました。レポートでは治水、利水、環境という形で分けていますが、中身を見ると治水だけ環境だけというものではなく、すべての調和、重なり合って整備計画となるものであり、課題の整理も治水だけ環境だけの課題区分では整理しにくいいため、今回治水上の目標とメニュー（案）について説明するに辺り色々悩みましたが、少し違う形で整理させて頂き、内容的にはコレカラプロジェクトレポート Vol.1 の内容を全て盛り込む形で整理しております。

事務局（稲葉）

- ・河川整備計画（治水）の目標・整備メニュー（案）について（資料3）の「整備水準を越えた場合の減災メニュー（案）」を説明。

辻本委員長

これでメニュー（案）全体の説明をして頂いたが、ソフトとハードについて整備水準を超えた場合の減災メニューとして整理することがよいかどうか議論していただきたい。例えば、流域における対策が本当に整備水準を超えたときのメニューか否かについては、今までの議論からするとむしろ反対になるので、そういうことも含め、ソフト、ハードそれから、施設で守る、施設を超える場合の整理をしていきたい。

それから、原田委員が言われたコレカラプロジェクトの治水の課題と比べると「流域の状況に合わせた河川整備」は、先ほどの安全率の問題が施設整備に含まれ、「沿川が一体となった防災」、「流域自治体や住民との連携による減災」、「洪水時の関係諸機関との連携」の辺もこの減災メニュー（案）で読めたということが事務局の思いであった。流域自治体や住民との連携についても想定外のときに入れるのかどうかというのは問題であるが、これについても一応メニュー（案）として記述された。

「新川と庄内川の関係の再構築」というところは説明になかったが、現在の整備計画の中で、新川洗堰のことについては全く今触れていないということは、激特時点から何も変えないということのようで、それは愛知県が新川の整備計画を立案しているところだが、その新川の計画レベルでは洗堰から1滴も新川に漏れないという確信があってのはずなので、そのチェックをしたいと思う。

また、庄内川下流の方の整備計画レベルは1/100レベルなので、その時は新川にとっては想定外となり、庄内川から新川にこぼれ落ちて入っていく可能性がある。これが新川の方できちっと超過外力として処理できるものなのかどうかということも一つのポイントと

なる。

このような議論の中、庄内川では新川の整備計画のレベルでは、1滴も漏れないように掘削についても工夫され、それも整備メニュー（案）の中に実は入っており、庄内川の整備計画の流量を安全に流すという中で苦勞をされたメニュー（案）であるが、この辺は今の時点で説明をするか。

事務局（稲葉）

基本方針策定に際し、河川整備基本方針検討小委員会において新川洗堰の庄内川超過洪水対策機能の取り扱いについて審議されました。その経過の中、新川洗堰のヒューズ機能を流域全体に分散することとして、案としては新川洗堰下流を早期に掘削し、安全が見込まれるまでは中流部の掘削を控えることになっています。この審議を踏まえ、現時点の河川整備メニュー（案）は新川洗堰より下流に集中した整備メニュー（案）を考えています。

新川洗堰については、新川の河川整備計画との関係もあり愛知県と調整しています。まだ決まっていますが、愛知県が策定する約 1/30 の安全度を持った新川流域水害対策計画の案では、庄内川から新川に越流することはないということを確認しています。

また、庄内川の河川整備計画の整備メニュー（案）を行うと激特事業で約 70m<sup>3</sup>/s に低減させた新川への最大越流量はさらに約 20m<sup>3</sup>/s 程度まで低減させることが可能と試算されています。ただ、新川は激特事業で流下能力を向上させましたが、新川流域の支川改修や内水排除等によって今まで氾濫していた水を新川に排水することになるので、激特事業以降で新たに河川分担量が増えることとなります。そこで、その辺について試算値をチェックしていただいたところ、約 20m<sup>3</sup>/s 程度の越流量では新川流域には悪影響を与えないだろうということを確認しています。

辻本委員長

この委員会でも以前に愛知県に出席を求め、その辺の話を曖昧で要望的な話であったが、現時点で、整備計画の具体的な調整が関係機関の中で始まり、愛知県区間についても計画的、量的なところまで議論され、今までの流域委員会と比べると実務レベルでの調整もこの整備目標・メニュー（案）の中で進んできていることを報告しておく。また、矢田川も含めその他の支川について、県区間からの流入流量のチェックが必要で、県で検討される流量が庄内川にどういうレベルで入ってくるかについてもチェックするような段取りになっている。

また、整備計画メニュー（案）で、内水ポンプ排水は現在計画のあるものは全部河川で



引き受けることになっているが、整備途中の段階の 20、30 年の間はポンプ排水規制が当然必要で、先の減災メニュー（案）におけるポンプ排水規制の問題は現実には避けて通れない。そして、今後この辺の人間活動が増加すると、もっと排水量が増えることになるが、将来、20、30 年より先の計画については市町の計画がわからないため、ポンプ排水規制の話は当然減災メニューの中で、ある意味ではいつまでも必要なのかもしれない。

以上、治水メニューについて、目標を持って施設でどこまで守り、途中段階ではどんなことをやるか、施設が全部でき上がってからも基本方針との間には開きがあって、その部分についてはこんなことを考えるというメニュー（案）について説明頂いた。メニューとしての問題、地域へのメニューの配列、配慮すべきことなど自由に御議論頂きたい。

小菅委員

堤防の質的整備で、今詳細点検を行っているみたいだがその状況を教えて欲しい。

事務局（稲葉）

堤防のボーリング調査は、径が約 10cm の孔を掘る堤防の地質構造の調査が昨年 12 月までに終わりました。現在、その地質構造の解析を鋭意行っている状況です。その解析ができると、どこの堤防でどういうところが弱いのかとかがわかりますので、状況に合わせて優先順位をつけて質的整備を考えていきたいと思っています。

小菅委員

基本方針の目標流量に対して今の整備計画の目標とはギャップが現実的にあることは理解できる。しかし、質的整備に万全を期すと、今回の整備目標（案）の値でもそう心配しなくてもいいですよ、というような説明ができるとよいと思う。P.19 の事業費は「一式」とあるが、現実的にどのぐらいの費用や距離を行うことになるのか。

事務局（稲葉）

事業費約 1,600 億円は、想定した数字を入れているだけで、実際の数字は調査が終わらないと何とも言えない状況です。現時点では大体このぐらいであろうということで、1,600 億円のうち約 200 億円で堤防の質的強化分を見込んでいます。ただ、1,600 億円と言っていますが、堤防の質的強化がもっと必要ならば、それに合わせた事業費を投入することになると思います。

小菅委員

その結果が出たタイミングで、調査結果をいただければ。

辻本委員長

質的強化を実施することにより、現在、実施していない場合で評価した安全度のレベルよりも高い安全度が見込まれるか否か、ということが質問のポイントではないか。例えば、500年に1度の雨、ハイウォーター以上で堤防が壊れなければ越流するが浸水範囲は減るという説明だったが、堤防が壊れないということではなく、質的強化は補完的なもので安全度をプラスにするものではないという判断でよいか。

事務局（稲葉）

計画高水位以下の水位に対して堤防を安全にすることが質的強化であって、計画高水位以上のものに対して安全性を求めることにはなり得ないということです。

小菅委員

ただ、実際の堤防の高さは計画高水位よりも場所によって1、2m高くなっているのので、堤防が質的に保障されるとかなりレベルが高い堤防になり、越水が起こるレベルは目標（案）の1/100よりも年数が上がるはずだから、住民にとっては極めて安心材料になると思う。

辻本委員長

計画高水位を超え、余裕高でどのぐらい安全なのかという点は、例えば、100Vまでしか使ってはいけない電気製品を110Vや120Vで使ってもめったに壊れないが、壊れても誰も保障してくれないというレベルである。すなわち、ハイウォーターまでは国交省が責任を持つとしても、それを超したら壊れないとは言えないという判断で、余裕高もあるし質的強化もあるということになる。だから、1/500の雨でも壊れなければ安全と言ったが、質的強化もしているから1/500でも簡単には壊れないが安全ではないので逃げて頂く。今までの堤防と比較すると壊れるまで時間的に長持ちするという程度のレベルだと思う。

石田委員

まず整備計画の目標を立ててあるレベルまでは守れるが、それ以上はソフトを連動させる、あるいは整備が出来ていない間はソフトでフォローするという認識でよいか。

事務局（稲葉）

はい。

石田委員

「整備水準を超えた場合の減災メニュー（案）一覧」あたりがソフトに近いと思うが、P.3-19の「河川整備（治水）に関する整備メニュー（案）の事業量と事業費」のどこに予算が配分されているのか。ハードとソフトを共用し、整備が進んでいない部分をソフトで

フォローするということであれば、整備が完成するまでの間、ソフトによるフォローのウエートは極めて重要と思うが、事業費の表を見た限りないような感じだが、どうなのか。

辻本委員長

情報網、ハザードマップ作成や防災道具など様々なメニュー（案）があったが、入っているか。

事務局（稲葉）

通常のもので行っているもの、例えば、緊急河川敷道路の整備などは入っています。中には河川管理者だけではできないことが多くあり、流域の皆さんと一体となって行くことも含めて内容や金額的によく見えない部分がありますので、そういうものについては費用には盛り込まれていないものもあります。2種類あると思ってください。

石田委員

盛り込まれているものと盛り込まれていないものがあり、ソフトによるフォローは計画の中に地方自治体との連携などのイメージや理想はあるが、まだ実現していなくて、これからのプロジェクトであるという認識でよいか。

事務局（稲葉）

イメージ的には河川整備計画のソフト対策については仕組みづくりみたいなものを記載できればと最終的に考えております。実際のソフト対策については現在の段階で全て具体的に盛り込めないため、例えば地域や市町と連携していく仕組みとかを書ければと思っています。その辺が河川整備のハード的なメニューとソフト的なメニューの記載方法にレベルの差が出てくるのかなとも考えております。

辻本委員長

今までにも少しはやられているわけで、大雑把にハザードマップ支援とか、住民の組織援助にはどれくらい必要とかをこの項目の中に書けないのか。

事務局（稲葉）

単位が億円で、余りにも差があり過ぎて、1個ずつ出してくると違い過ぎるところがあります。

石田委員

物理的な整備は物を動かしていくものなので、時間と労力がかかるものの決まれば実行していずれ完成すると思うが、ソフト整備は人を動かし心を動かすことなので、これからますます難しくなっていくのかなと素朴に思った。

予算は当然限られ、今後もっと減っていくのでは、という不安もあるが、「その他」の項目の中に入っていることを期待しつつも、億円では表せない程度の小さい金額なら多くの期待をそこに求めることはできないのではないかと。コミュニティが崩壊してきている話からすると期待はできず、予算もたいしてあるのではなく、事業費内訳の「その他」のカウントの中にも入っていないようなものを、整備までの期間、あるいは基準を超えた場合の減災メニューに入れてしまうのは不安だなという気がした。

辻本委員長

事業費は実現のための担保になるが、事業費がつかない枠組みや組織づくりと書いてあるのはどのように担保するのかという質問だが、これは宿題にしておく。

小菅委員

今までアンダーパスの問題を盛んに事務所の方が言われていたが、ソフト対策で防災拠点など出ているが、アンダーパスの解消はあるのか。

事務局（稲葉）

治水という区分で考えた時、どこに入るか非常に微妙でしたが、現時点では維持管理という河川管理の項目の中で整理させてもらうということで、今回は外してあります。間違いなくアンダーパスも解消していきたいというのがもともとの考えですし、思いです。

松尾委員

高潮堤防の嵩上げで、基本方針本文の P.6 に計画高潮堤防高があるが、地盤沈下等でその計画高潮堤防高に足りない、満たないものをそこまで嵩上げするというのでよいか。

事務局（稲葉）

現在は、もともと 6.2m ありましたが、その高さまで嵩上げすることを考えております。

松尾委員

沈下した分で、基本方針にある計画高潮堤防高に満たないものはそこまで引き上げるということでよいか。

事務局（稲葉）

そうです。

辻委員

先ほどの話の繰り返しになるが、いわゆる流域の問題を考えることがこれから大切だと思うがこの整備メニュー（案）は河川のこと、コレカラプロジェクトのような住民意見でもその部分が落ちており、検討の対象にされていないのが残念である。

降った雨が全部出て来るということを前提に考えているが、昔はそんなに簡単にどっと出てこなかった。それをどのように取り戻すかということをやはり流域委員会として議論し、直接川でやることではないかもしれないが、対策の中の一つのメニューとして指摘し、要望して上流部や他の市町に理解を求めていく姿勢が必要で、その機会をつくってほしいと思う。

辻本委員長

想定外外力のところの問題ではないのだけど、一応、流域貯留、浸透というメニューが入っている。

辻委員

ええ。でも、もっと常時に。

辻本委員長

先に言ったように、都市化したところで溜め池管理や水田の水位管理ができるところでは協力頂くということではできると思う。ただ、P.3-5で見られる庄内川上流域の大部分の面積は都市化していなく、このようなところでどのようにできるか読みきれていない。また、下流側に非常に負担の多い流域なので、流域の上流山間地域、森林域について適正な管理が進められるようにという一言や、それに関する研究を進めるなどの文言として入るぐらいのことしか、具体的に打てる施策が非常に少ないと思う。

辻委員

今すぐということではなく、この流域委員会でそれを対象とした議論の機会を作る、あるいはその辺の最新の知見や意見を持つ者から話を聞き、その問題に対する一つの方針を出すべきだと思う。それらを検討する場所がどこにもないことが不安な点であり、自分が流域委員会にいても納得できない部分である。そういう機会を作ることはおかしいか。皆さんがその議論も必要だと言われているので、そういう機会をぜひこれから先に作って頂きたいと思う。

辻本委員長

整備計画は事務局がつくられるものに対して我々が意見を述べるものなので、流域委員会でこれから議論していかなければならなく、そういう文言を整備計画の中に書くということは当然一つの提案ではあり得る。

松尾委員

整備計画として書くことに限界があると思うが、流域委員会としてここに「森林などの

維持・再生」という言葉が書いてあるように、庄内川流域全体を見据えた議論をして提言をすることは可能と思う。

辻本委員長

時間があれば幾らでも議論したいところである。

私自身は、流域委員会は整備計画ができてからもこの流域に対して注目することは必要であると思うが、今早急に整備計画を立てなければいけない時に、他の議論を置いてその議論に使う時間は十分でない。また、整備計画の中に急激に盛り込めるものでもなく、危急の問題ではない。しかし、長い時間のタームの中では非常に重要な議論であることは認識している。ただ、ぼつぼつとした意見あるいは考え方がいろいろあり、逆に現時点では収集がつかないし、それをまとめる時間がないため、その辺はまた考えさせて頂きたい。それから、流域委員会を整備計画立案後どのようにするかという点も、各委員の意見からの提案することもあり得るが、現時点ですぐにワーキングやシンポジウムを開くことはまだ難しいと思うが、いかがか。

松尾委員

緊急性を考えると、やはりハードメニューを優先的に行った上で、ソフトメニューについて議論する必要がある。

ソフトメニューについては、これから 20 年 30 年にわたって河道の整備が終わるまで、何らかの形でやっていかなければいけないことなので具体的にどういうメニューを実施していくのか議論が必要で、その一つとして辻委員が言われたメニューも入ってくると思う。

議論の順番としては、まず、すぐに取りかかっているといかなければいけないハードメニューの整備について優先的に行い、次にソフトメニューあるいは関係部局との連携をどういうふうに具体的に進めていくかに関して議論をして、流域委員会としての提言をまとめていくというようなことでいかがかと思う。

辻本委員長

一つとして、緑のダムなどのオープンフォーラムが各地で行われており、中部でも蔵治さんが中心となり行われているので、流域委員会にそれらの情報を流し、委員の方々に参加して頂き、それらの考え方を吸収して頂いて議論するという形は当然あり得ると思う。今、この流域委員会に新しいフォーラムなどを設けるのは二度手間的な気がするため、まずは情報を委員に紹介して頂ければと思う。

原田委員

整備計画を緊急的にとすることはわかるので、第一に作ることは賛成だが、流域委員会として河道の整備、河川そのもののハード的な整備だけでは不十分だと思う。そういう意味でこの話だけで進んで終わると、非常にやせた流域委員会になってしまい、幅が出てこないことになる。コレカラプロジェクトはいい試みなので、そこから出てきたものについて、最終的には具体化して予算をつけ、実行計画を作っていく形をとって頂きたいと思う。

治水というものが河道整備にすりかわるのが恐ろしい。「庄内川工事事務所」から「庄内川河川事務所」と変わり、流域委員会ができたり、考え方が大きく変わってきたことを踏まえないと従来と何も変わらないことになると思う。今の情報を流すことも大事だが、一段落したら委員会でもそういう流域の問題を扱って頂きたいと思う。

辻本委員長

様々な仕組みは可能と思う。「流域委員会」という言葉、名前と中身が違うような組織が先に作られ流域の議論をしないというのも本当は変な話だが、この流域委員会の位置づけを“こう”としたものの名前が「流域委員会」であると言われれば、それはそれで仕方のないことかもしれない。

名前は「流域懇談会」、「流域を考える会」でもいいし、河川行政だけでなく、環境行政、農水など、様々なところを巻き込んで、河川管理者がイニシアチブをとって行うことは非常に重要であることはこの会で十分認識できている。法的な枠組みが決められている河川整備計画の議論が終われば、そういうこともぜひ考えていきたいし、土岐川庄内川はそれを考えるに十分にたる流域であることは認識されていると思う。整備計画の次の段階で流域管理計画であるとか、そういうものを目指したものについて、皆様方に協力いただけるかもしれないと思う。先のことはわからないが、大事なことは確かで、時間や枠組みが許す限りそのように努めたいと思う。

内田委員

この減災メニュー（案）の取り扱い方について、特に整備水準を超えた場合と限らず、平常から行えばよいので「整備水準を超えた場合」という文言を外し、河川整備計画にもこういうソフト的なことも一生懸命やりますよという感じで書いて頂ければと。

辻本委員長

地震とかは整備水準という形で守らないで即防災体制に入るが、河川管理では施設で守るところまでは災害が起きず、施設能力についても行政側も市民もよく知り、そのレベルを超えると初めて災害時の対応に入っていくということを明確にしないといけないという

ことで書いてあると思う。その辺は、施設を超えるのか、計画を超えるのか、あるいは全くそれと関係なしに流域での浸透とか貯留とかの問題もあるので、そのまとめ方はもう少し事務局で検討させて頂きたいと思う。

松尾委員

同様だが、整備水準を超える、超えないに関わらず行うこと、整備水準に達するまでに行うこと、完全に整備水準を超えた場合に行うことが一緒になっているような気がする。そのあたりをもう少し整理した方がよいと思う。

辻本委員長

ソフトはまだ練れていない。まさにコレカラプロジェクトで意見を頂いたものにこれから肉付けしなければいけないので事務局にまず頑張って頂いてから委員会で適切な意見を頂いて、肉付けしていきたいと思う。

議論が不十分であったが、整備計画の目標・整備メニュー（案）については、上流で約1/30、下流で約1/100 それから矢田川では東海豪雨を目指して施設で安全度を確保すると同時に、下流側に負担とならないようにできるだけ上流側の疎通能力を上げるような工事はせず、漏れるところを少し堤防で手当するような形で行う。そして、できるだけ新川に迷惑をかけないように河道整備し、新川の整備計画レベルではゼロ分派を確保する方針で計画が立てられた。

メニュー（案）については、持ち帰って見て頂き、各地先でどんなメニューがあるかをチェック頂くとともに、施設以外のところについてのまとめ方を少し再整理して頂きたいと思う。

#### (4)その他

事務局（稲葉）

・今後の進め方について（資料-4）を説明。

第10回流域委員会は3月の開催予定、次回は、残る利水、環境、人との関わり等を討議し、治水も合わせた形でコレカラプロジェクトレポート vol.2 の取りまとめなどについて議論するという説明。

辻本委員長

今の説明について何かあるか。よければ、本日の議題はこれで終わりとする。

#### 4.閉会



浅野所長

議論にも出た連携については、市民、地方公共団体や他行政など様々な連携があります。事務所自体も様々な連携会議、協議会などを通じて連携を行っていますが、これから整備計画をつくるに当たって、またつくったあとも連携をいかに行き、具体的にしていくかが重要だと思っており、メニューをつくる際に、仕組みについて、ぜひ御意見を頂きたいと思います。例えば、森の健康診断についても、河川だけでなく流域全体を見ていくということで積極的に支援をしており、そういう気持ちでいます。また、庄内川では、激特事業の残事業が今年度で終わり、その後の計画を早急に作り、次年度予算に反映させていきたく、委員長にゆだねるところですが、先ほどの話のとおり優先順位を考えていただきながら、議論いただければと思っています。

本当に長時間の御議論をありがとうございました。

[ 終 ]